

令和 7 年〇月〇日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市水道事業及び下水道事業審議会  
会長 瀬口 浩一

### 答申書（案）

令和 7 年 7 月 7 日付け、うるま水第 88002 号により諮問のありました「うるま市水道料金及び下水道使用料のあり方や水準について」、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 答申事項

うるま市水道料金及び下水道使用料のあり方や水準について

#### 2 答申内容

上下水道事業は、利用者の皆様からいただく水道料金・下水道使用料で経営する「独立採算制の原則」をとっている。

しかし、水道事業について、県水道料金の増額改定や老朽化する施設の維持、更新などに適切に対応するため、今後の事業経営は大変厳しい状況が想定される。

そのため、健全な経営を図り、上水道サービスを安定的、継続的に提供するためには、課題を先送りせず、将来に過度な負担を残さないよう適切な料金水準が重要である。

また、下水道事業について、一般会計からの補てん収入で収支不足を賄っている状況であり、費用負担のあり方や公平性の観点から問題がある。

そのため、下水道の整備と維持管理を計画的に推進し、下水道サービスを持続的に提供するためには、受益に応じた適切な負担水準に近づけることが重要である

しかしながら上下水道料金ともに、急激な使用者負担とならないよう、中長期的な視点で定期的・段階的な改定も検討する必要がある。

以上のことから、当審議会において、「うるま市水道料金及び下水道使用料のあり方や水準について」審議した結果、別紙のとおり見直すことが妥当であると判断した。

【水道料金のあり方や水準について】

- (1) 現行の料金体系を維持し、基本料金・従量料金ともに一律の改定とすること。
- (2) 老朽化する施設の維持、更新などに適切に対応するため、改定率を「**〇〇%程度**」とした、表1「水道料金改定表」のとおり変更することが妥当であると判断する。
- (3) 急激な使用者負担とならないよう、本算定期間における資産維持費「**〇〇%相当**」とすること。
- (4) 次のとおり付帯意見を付する。

付帯意見

- ① 水道料金の改定にあたり、市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- ② 水道料金の見直し期間を3年から5年とし、定期的に見直しを検討すること。
- ③ 水道料金の見直しと合わせ、資産維持費を適切な水準へ高めていくこと。
- ④ 経営戦略を踏まえ、事業経営の効率化、収入の確保に努めること。

表1 水道料金改定表

種別	水量	現行		改定(案)		増加額	
		基本料金	1 m <sup>3</sup> 当たり	基本料金	1 m <sup>3</sup> 当たり	基本料金	1 m <sup>3</sup> 当たり
【家庭用】	9~20	1,074円	209円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
	21~100		232円		〇〇円		〇〇円
	101~300		266円		〇〇円		〇〇円
	301以上		292円		〇〇円		〇〇円
【営業用】	11~30	1,720円	232円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
	31~100		266円		〇〇円		〇〇円
	101~300		292円		〇〇円		〇〇円
	301以上		314円		〇〇円		〇〇円
【官公署用】	11~100	1,945円	266円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
	101~300		292円		〇〇円		〇〇円
	301~500		314円		〇〇円		〇〇円
	501以上		347円		〇〇円		〇〇円
【基地用】	11~100	2,002円	272円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
	101~300		301円		〇〇円		〇〇円
	301~500		324円		〇〇円		〇〇円
	501以上		358円		〇〇円		〇〇円
【臨時用】	0~	559円		〇〇円		〇〇円	
【船舶用】	0~	387円		〇〇円		〇〇円	
【演習用】	0~	332円		〇〇円		〇〇円	

【下水道料金のあり方や水準について】

- (1) 現行の使用料体系を維持し、基本料金・従量料金ともに一律の改定とすること。
- (2) 経営戦略を踏まえ、改定率を「15.74%程度」とした、表2「下水道使用料改定表」のとおり変更することが妥当であると判断する。
- (3) 経費回収率100%を目指す必要があるが、急激な使用者負担とならないよう、中長期的な視点で定期的かつ段階的な改定とすること。
- (4) 次のとおり付帯意見を付する。

付帯意見

- ① 下水道使用料の改定にあたり、市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- ② 下水道使用料の見直し期間を3年から5年とし、定期的に見直しを検討すること。
- ③ 経営戦略を踏まえ、事業経営の効率化、収入の確保に努めること。

表2 下水道使用料改定表

種別	水量 (m <sup>3</sup> )	現行		改定(案)		増加額	
		基本料金	1 m <sup>3</sup> 当たり	基本料金	1 m <sup>3</sup> 当たり	基本料金	1 m <sup>3</sup> 当たり
【家庭用 汚水】	11~30	650円	95円	752円	110円	102円	15円
	31~50		110円		127円		17円
	51~100		130円		150円		20円
	101~300		155円		179円		24円
	301以上		175円		203円		28円
【業務用 汚水】	11~30	900円	120円	1,042円	139円	142円	19円
	31~50		140円		162円		22円
	51~100		145円		168円		23円
	101~300		160円		185円		25円
	301~500		180円		208円		28円
	501~1000		185円		214円		29円
	1001以上		188円		218円		30円
【公衆浴 場汚水】	1 m <sup>3</sup> につき		40		46		6